



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 東アジアの土地調査事業をいかなる枠組みで捉えるか  |
| Author(s)    | 田島, 俊雄  |
| Citation     | 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター.<br>2015, 6, p. 121-124                               |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/60256">https://doi.org/10.18910/60256</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 東アジアの土地調査事業をいかなる枠組みで捉えるか

田島 俊雄

2013年度の山本一報告に関し、「国家による農民把握」といった枠組みで土地調査の問題を捉えることに対する違和感を述べた（『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第5号所収の拙コメント）。その後、中国で行われた土地調査を同様の枠組みで捉える先行研究に笹川裕史 2002 があることを知った。そして今回、同様に台湾の土地調査事業・地租改正問題を「国家による社会の統治」の枠で考える林文凱報告に接した。歴史学や社会学、政治学の分野では、「国家」による「統治」の問題として土地調査事業や税財政問題を考えるのが一般的なようであるが、経済学の枠組みによるアジア経済の現状分析に取り組む立場から、これに対し若干のコメントを試みたい。

ここで台湾での土地調査事業を「地租改正」と言い換えるのは、もちろんこの分野の先行研究である江丙坤 1974 に依る<sup>1</sup>。いうまでもなく台湾の土地調査事業は、明治維新後に日本で実施された地租改正の経験を踏まえ、台湾総督府の日本人官僚たちによって実施されたものである。かつ同様の土地調査事業は後に朝鮮、関東州などでも実施されている。我々のプロジェクトが主たる研究対象とする中華民国期の中国で実施された近代的な土地調査事業は、時系列的にはこれらに遅れ、したがってこれらを意識しつつ実施されたことは明らかであろう。

他方で台湾の土地調査事業は、江 1974 がつとに指摘したように、清末の劉銘伝による清賦事業に続き実施されたものである。劉のもとで台北および「台湾」（台南）に清賦局が置かれるのが 1886 年で、時系列的には日本の地租改正に遅れること 10 余年である。明治政府、清末の「福建巡撫兼台湾防務大臣」たる劉銘伝、台湾総督府および朝鮮総督府、関東都督府、さらには中華民国政府のそれぞれの権力が実施した土地調査事業に即し、「国家」による「統治」の位相の違いを横断的かつ時系列的に明らかにすることは可能であろう。またこれらを比較研究することにより、東アジアの土地調査事業を、相互に関係し影響し合って行われた一連の制度改革として捉えることも可能となろう。

しかし、日本の明治維新とそれに続く地租改正などの一連の制度改革は、講座派・労農派に属するマルクス経済学者たちによる論争で明らかのように、歴史的には国家論的である以上に、まずもって経済学的な分析の対象であった。明治維新によって生まれ徐々に体裁を整えてゆく明治政府に対する政治学的評価は、むしろここから規定され、もしくは派生する問題であった。

そして「租税国家」*der Steuerstaat* をめぐる経済学者たちの議論（シュムペーター1951 など）で明らかのように、近代国民国家の基本は、国民もしくは法人を納税者とする規範

---

<sup>1</sup> 江 1974 では、日本領有直後の 1898 年から 7 年かけて実施された土地調査事業、それに付随する大租権補償および狭義の「地租改正事業」を一括して広義の「地租改正事業」としている。

化された税財政制度と納税者もしくは国民による政治参加である。遅れて成立する立憲制度やその内実については議論があるものの、明治維新後、とりわけ地租改正後の日本が欧米に倣い近代国民国家の仲間入りしたことは、経済学的には議論の余地がない。そのことは表 1 で示す日本の近代財政に占める地租の割合からも明らかであろう。

表1 日本の租税国家化

千円、%

| 年度          | 歳入計<br>(A) | 租税<br>(B) | 地租<br>(C) | C/A  | C/B  | 年度   | 歳入計<br>(A) | 租税<br>(B) | 地租<br>(C) | C/A  | C/B  |
|-------------|------------|-----------|-----------|------|------|------|------------|-----------|-----------|------|------|
| 第1期<br>1868 | 33,089     | 3,157     | 2,009     | 6.1  | 63.6 | 1875 | 69,482     | 59,194    | 50,345    | 72.5 | 85.1 |
| 第2期<br>1869 | 34,438     | 4,399     | 3,355     | 9.7  | 76.3 | 1876 | 59,481     | 51,730    | 43,023    | 72.3 | 83.2 |
| 第3期<br>1870 | 20,959     | 9,323     | 8,218     | 39.2 | 88.1 | 1877 | 52,338     | 47,923    | 39,450    | 75.4 | 82.3 |
| 第4期<br>1871 | 22,144     | 12,852    | 11,340    | 51.2 | 88.2 | 1878 | 62,443     | 51,485    | 40,454    | 64.8 | 78.6 |
| 第5期<br>1872 | 50,445     | 21,854    | 20,051    | 39.7 | 91.7 | 1879 | 62,151     | 55,579    | 42,112    | 67.8 | 75.8 |
| 第6期<br>1873 | 85,507     | 65,014    | 60,604    | 70.9 | 93.2 | 1880 | 63,367     | 55,262    | 43,346    | 68.4 | 78.4 |
| 第7期<br>1874 | 73,445     | 65,303    | 59,412    | 80.9 | 91.0 | 1881 | 71,489     | 61,675    | 43,274    | 60.5 | 70.2 |
| 第8期<br>1875 | 86,321     | 76,528    | 67,717    | 78.4 | 88.5 | 1882 | 73,508     | 67,738    | 43,342    | 59.0 | 64.0 |

出所：三和良一、原朗編『近現代日本経済史要覧増補版』東京大学出版会、2010年。

しかし一見して明らかのように、この割合は経済発展とともに逆 U 字型に推移し、徐々に低下している。したがって財政的な意味での地租改正の意義は、徐々に低減したことが明らかである。そのことは 21 世紀の今日の税財政に占める固定資産税や相続税の割合からも、容易に理解することができよう。「国家」による「統治」の立場に立てば、土地登記を通じた社会や農民に対する統治の財政的意義は、時系列的には後退したことになるのか。

林報告が主たる対象とした台湾で実施された土地調査事業およびそれに付随する税財政改革の場合、それを推進した主体が植民地官僚であったことはいうまでもない。また一連の改革が「地租の増収と台湾財政の自立」および「土地収奪」を目的として出発したことは、江 1974 が日本の議会記録を引用して明らかにしたところである。

しかし表 2 で示すように、植民地台湾の場合には、当初より歳入に占める租税および地租の比率は低く、台湾における財政的自立の基礎であったのは、むしろ「官業および官有財産収入」、主要には専売収入であったことが知られる。すなわち植民地台湾の場合、財政的にみれば、地租改正というよりは台湾総督府による専売制度の設立こそが、「国家」による社会や農民に対する「統治」の面で、より重要な意味をもったことになる。

昨日の田口報告でも指摘されたように、日本・台湾で実施された土地調査事業とそれに続く地租改正については、法的には公法・私法の 2 つの側面から接近が可能である。地租すなわち税財政にかかわる公法的な問題と、土地調査すなわち所有権の確定・保護にかか

わる私法的な問題である。前者については、既述のように日本および台湾においてその歴史的意義は希薄もしくは希薄になりつつあるが、それとは対照的なのが後者、すなわち私的所有権の基本たる土地登記の問題である。明治憲法から新憲法に移行し、さらに農地改革による大変動を伴った日本においても、また日本の植民地から中華民国治下となり、三七五減租や公地放領、土地改革を経た戦後の台湾においても、土地所有や土地登記の制度の根幹は、日本降伏後の敵産没収を除けば、地租改正後の制度が基本的な変更を伴うことなく<sup>2</sup>、今日まで維持されている。すなわち土地登記による私的所有権の保証は、相続や担保の問題から明らかなように、戸籍制度と並ぶ基本的な制度インフラとして、市場経済の運行にとって不可欠な機能を果たしてきたことは明らかである。つまり日本や台湾の土地調査事業や地租改正は、歴史的一過的な政治的財政的イシューというよりは、永続的な経済的インフラの構築として、むしろ価値中立的な制度として今に生きる。

表 2 台湾総督府の歳入構成

千円

| 年度    | 台湾総督府特別会計歳入經常部 |        |       |             |       |       |       |        |        | 国庫補助金 |       |
|-------|----------------|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
|       | 計              | 租税     | 地租    | 官業および官有財産収入 |       |       |       |        | 酒      |       |       |
|       |                |        |       | 合計          | 食塩    | 樟脳    | 阿片    | 煙草     |        |       |       |
| 1896  | 2,624          | 2,029  | 753   | 534         | —     | —     | —     | —      | —      | —     | ?     |
| 1905  | 21,700         | 7,384  | 2,976 | 13,929      | 667   | 4,236 | 4,206 | 1,496  | —      | —     | 2,453 |
| 1910  | 41,364         | 17,535 | 3,109 | 21,914      | 821   | 5,530 | 4,674 | 4,009  | —      | —     | 1,567 |
| 1916  | 46,221         | 10,207 | 3,634 | 32,562      | 957   | 6,741 | 7,133 | 5,316  | —      | —     | ?     |
| 1927* | 92,572         | 16,847 | 5,464 | 72,522      | 2,489 | 9,719 | 4,957 | 12,118 | 13,114 | —     | 1,749 |

\*1927年は予算。

出所：矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』岩波書店、1929年。

日本植民地下の台湾経済を分析した矢内原忠雄 1929 は、日本による台湾統治の帰結たる「経済的政治的發展の事実関係」を明らかにした古典的先行業績であるが、「土地調査、度量衡及び貨幣制度改正等の事業」をもって「投資の安全を保障し内地資本家による各種事業の勃興を奨励したる、台湾資本主義化の『基礎工事』に外ならない」としたことで知られる。こうした矢内原流の「資本主義化の基礎工事」論に立つならば、その後清朝を打倒し成立した中華民国政府、とりわけ北伐後の中華民国政府のもとで実施された一連の土地調査や土地登記、税制改正は如何に捉えるべきであろうか。

よく知られるように、台湾に移った中華民国政府が手がけたのは、まずもって敵産の接収であるとともに、既述のように一連の土地改革（農地改革）であった。その前提となったのは日治期の土地調査・土地登記であり、その政策的担い手は地政派を中心とする南京政府期の土地官僚であった（蕭錚 1980、張維一 2003）。その意味で大陸期の土地調査事業と日治期の土地調査事業との間には、外形的のみならず制度政策的なシナジーがあったと

<sup>2</sup> 台湾の土地登記の場合、土地調査時には日本式の地券を発行しない方式が採用されたものの、中華民国の統治下に入ってから中国式の土地所有権状を発行する制度に変更された模様であるが、登記制度にかかわる本質的な変更とはいえない。

いうべきであろう。台湾に移った中華民国政府は、大陸では果たせなかった面倒な土地調査・土地登記を省略して一連の土地制度改革に邁進することができたのである<sup>3</sup>。

他方で中華民国を打倒して1949年に中国で成立した中華人民共和国の場合、政権樹立前後に共産党が推進した土地改革にしても、またその後を実施した経済の社会主義化、すなわち敵産の国有化、民族資本の公私合営化、そして農業の集団化にしても、国民政府のもとで推進された土地調査事業、さらには土地登記制度や私有財産制については、むしろこれを否定したという意味で、これらの制度を基本的に継承した第二次大戦後の日本、台湾、そして韓国とは明らかに異なる。かつ共産党の場合には、土地改革の実施にあたり、大衆運動を通じた土地の無償再分配を原則とし、土地調査・収量査定に相当する査田定産工作についてはむしろ消極的であったことが知られる（李成瑞 1959、松村史穂 2007）。そして中国では、農業集団化を通じて農村の土地は集団所有となり、さらに都市の土地についても1982年の憲法改正を機に、従来よりの私有地も含めて国有化し、今日に至る。中国大陸で土地調査事業が改めて取り組まれるのは1980年代半ばであり、かつその場合の主眼は、地租の徴収というよりも権利関係の確定にあるように思われる（田島俊雄 2009）。

よく知られているように、現在の中国においては、相続税は制度として存在しない。私有財産に対するイデオロギーや不動産評価の困難性、徴税コストもさることながら、課税目的すなわち財政的な目的が希薄な点も指摘できよう。農地に対する課税として1950年代は税収の大宗であった農業税も（李 1959）、2006年には廃止されている。

「国家」による「統治」の視点から土地調査事業を考える場合、現代中国の現状を如何に捉えることができようか。

参考文献（発表順）：

- ・ 矢内原忠雄 1929『帝国主義下の台湾』岩波書店。
- ・ シュムペーター、木村元一訳 1951『租税國家の危機』勁草書房。
- ・ 李成瑞 1959『中華人民共和国農業税史稿：從1928年革命根拠地創立新的農業税制度到1958年農村人民公社化』財政出版社。
- ・ 江丙坤 1974『台湾地租改正の研究』東京大学出版会。
- ・ 蕭錚 1980『土地改革五十年』中国地政研究所。
- ・ 笹川裕史 2002『中華民国期農村土地行政史の研究』汲古書院。
- ・ 張維一 2003『献身地政六十年的回顧与展望』現代地政雜誌社。
- ・ 松村史穂 2007「中華人民共和国建国初期の『査田定産工作』—農業統計調査の試みとその挫折—」『アジア研究』第53巻第4号。
- ・ 田島俊雄 2009「現代中国の土地調査と農業統計」『近代東アジア土地調査事業研究 ニューズレター』第4号。

---

<sup>3</sup> この点は、本プロジェクトの一環として2014年9月に台北で行われた江丙坤博士に対するインタビューにおいて、参加者によって確認されている（『中国研究月報』第69巻第3号、2015年3月号を参照のこと）。